

県内各医療機関の管理者 様

静岡県健康福祉部長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた対応について

日頃から、本県の感染症対策に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）については、例年、夏と冬に流行が見られるところですが、今夏においても 8 月 18 日から 24 日の第 34 週に定点医療機関あたりの患者数が 8.34 人となり県独自の注意報基準（8 人/定点）を上回ったため、8 月 29 日に新型コロナ感染拡大注意報を発令し県民の皆様への注意喚起を行いました。

また、厚生労働省から都道府県に対して「今夏の新型コロナウイルス感染症等の感染拡大に備えた保健・医療提供体制の確認等について（令和 7 年 8 月 7 日付け厚生労働省地域医療計画課ほか連名事務連絡）」により、医療提供体制の確保等について通知があったところです。

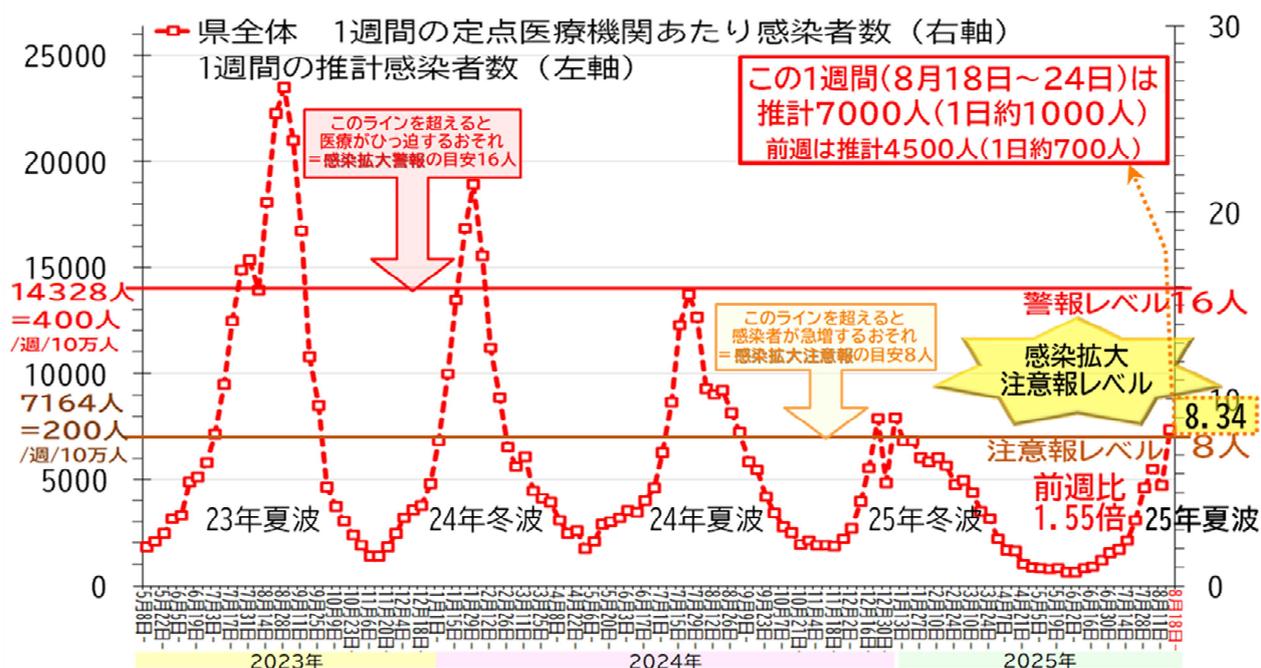
こうしたことを踏まえ、下記のとおり、県内の新型コロナを巡る状況をお知らせするとともに、引き続き医療提供体制の確保等について御協力をお願い申し上げます。

記

1 県内の状況

(1) 患者数の推移

区分	第 31 週 7/28~8/3	第 32 週 8/4~10	第 33 週 8/11~17	第 34 週 8/18~24	伸び率 34 週/33 週
本 県 (※推計感染者数)	5.25 人 (4,600 人)	6.27 人 (5,500 人)	5.40 人 (4,700 人)	8.34 人 (7,300 人)	1.54 倍
全 国	5.53 人	6.13 人	6.30 人	8.73 人	1.39 倍



(2) 医療提供体制等の状況

項目	全県の状況
病床のひっ迫状況	ひっ迫しているという情報はなし
新規入院患者数 (定点 10 病院)	第 34 週 1 週間で 68 人入院、注意報前直近の 4 週間で 175 人入院 (昨夏注意報越えの週※は各 40 人、155 人)
福祉施設からのクラスタの報告件数	昨年同期の約 7 割 (7 月 1 日から 8 月 15 日までのクラスター数 R6 : 47 件 R7 : 31 件)
医薬品及び検査キットの状況	一部地域で不足しているという情報はああるものの、県全体としては不足していない

※R6 は第 28 週 (7 月 8 日～14 日) に 9.81 人で注意報超え

2 御協力をお願い

(1) 外来医療について

- ・新型コロナについては、令和 5 年 5 月の 5 類移行後、限られた医療機関による特別な対応から、通常に対応に移行しておりますことから、広く一般的な医療機関において、診療に対応できるよう、発熱等の症状を有する患者を受け入れるための適切な準備をお願いいたします。

(2) 入院医療について

- ・今後想定される感染拡大に備え、各医療機関の機能に応じて新型コロナ患者の入院を受け入れるための体制の構築を進めてください。
- ・令和5年5月の5類移行以降、限られた医療機関による特別な対応から、通常に対応に移行しております。新型コロナを理由として入院を断ることがないようにお願いいたします。
- ・院内感染対策については、手指衛生の徹底、適切な个人防护具の着用、ゾーニングや室内換気の徹底が重要であり、こうした院内感染対策の例は「診療の手引き」に記載されているので参考としてください。
- ・各地域において特定の医療機関に負担が偏ることがないように、症状悪化の際の医療機関からの入転院（いわゆる上り搬送）及び症状軽快の際の退転院（いわゆる下り搬送）に関して、改めて日ごろから関係のある医療機関との役割分担の確認をお願いいたします。
- ・病床ひっ迫下の上り搬送、下り搬送を円滑に行うためには、医療機関の入院患者数の共有が必要であり、また、県内の総入院患者数を県民に情報提供することで、新型コロナの感染拡大状況や医療機関の負担を県民がより理解できることから、コロナ入院患者数のG-MISへの日次入力が必要であると考えます。
- ・昨冬の感染拡大時における対応と同様に、県が感染拡大注意報を発令した際は、各病院におかれましては、土日を除く日々の入院患者数と、そのうちの人工呼吸器管理中の患者数の2項目について、G-MISへの入力をお願いいたします。なお、当該入力結果について昨冬と同様に県において集約しeメール等により共有します。

(3) 10月からの新型コロナワクチン及びインフルエンザワクチン定期接種の検討の勧奨について

- ・昨年末の新型コロナとインフルエンザの同時流行では、急激な患者の増加により、県内の急病センターや輪番診療所、救急外来や受入病床では、かなり強いひっ迫が起きました。その一因として、昨年度の新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンの接種率の低下（下表）が、高齢者の感染者数の増加を招いたと県では考えています。高齢のかかりつけ患者さんに対して、秋以降に開始される両ワクチン接種の検討を一層促していただきますようお願いいたします。

<参考> 県内高齢者のワクチン接種率

年度	新型コロナ	インフルエンザ
2023（令和5）年度	51.0%	53.8%
2024（令和6）年度	16.5%	50.7%

(4) 年末年始に向けた地域の医療体制準備の検討について

- ・来る今冬においても、昨冬と同様、流行時期が医療機関の年末年始の休診時期と重なることが懸念されますので、「医療情報ネット（ナビィ）」の活用等による近隣の医療機関間での休診情報の共有や、可能な範囲での地域での患者受け入れ体制の確保についての御検討をお願いいたします。

3 高齢者施設における対応

- ・感染拡大時の医療提供体制を確保するため、高齢者施設の運営等にかかる県の規則※に則り、高齢者施設では、当該施設の利用者に関する症状軽快の際の転院（いわゆる下り搬送）の受入要請があった際には、新型コロナの感染歴を理由とした受入拒否を行わないよう、別添写しのとおり、依頼しております。

※令和6年3月28日の改正により、以下の規定が追加されています。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則

(平成25年静岡県規則第10号)

(協力医療機関等)

第31条

- 5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

上記と同様の規定が次の高齢者施設の規則にも追加されています。

- ・介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、認知症対応型共同生活事業所

4 その他

- ・新型コロナの対症療法薬として使用される経口抗ウイルス薬、解熱鎮痛薬、鎮咳薬（咳止め）、去痰薬、トラネキサム酸については、一部地域で不足しているという情報はあっても県の県全体において現時点で不足しているという情報はありませんが、必要な患者に必要な医薬品が広く行き渡るよう、過剰な発注を控えていただき、需給状況を踏まえた適切な在庫の確保や他社製品、代替薬の使用などに御配慮いただきますようお願いいたします。
- ・また、抗原定性検査キットについても、現時点で不足しているという情報はありませんが、過剰な発注を控えていただき、供給状況によっては他社製品の使用などに御配慮いただきますようお願いいたします。
- ・なお、医療用解熱鎮痛薬等の医薬品の供給状況や安定供給に関する相談窓口については、厚生労働省のウェブサイトに掲載されているので参考としてください。

担 当 医療局感染症対策課企画情報班
電話番号 055-928-7220